

議事日程第3号

平成30年6月18日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 15件

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第7号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議案第26号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第27号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第28号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 工事請負契約の一部変更について

議案第33号 財産の取得について

議案第34号 財産の取得について

議案第35号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 1件

日程第4 議員派遣の件 1件

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	6番 山口政治
7番 安藤雅子	8番 柳生千明	9番 加藤保郎
10番 大沢まり子	11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 鍵谷和宏
建設課長 筒井幹次	会計管理者 佐久間英明
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 谷口鈴男君、1番 奥村雄二君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

承認第2号、平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めること
についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を
求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

承認第3号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

承認第5号、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号、御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

承認第6号、御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号、御嵩町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第26号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

補正予算書の7ページ、最上段の総務管理費の一般管理費、特定空家解体工事費について、2点ほど質問いたします。

まず1点目は、協議会のほうでしっかりと確認すればよかったわけですが、土地の所有者、一体全体、図書館前のあの土地は、所有者が何件にわたってあるのでしょうか。何人という形で答えていただければ結構です。

それと、土地所有者と上屋、解体をする建物が違うということで説明を受けております。その土地所有者に対して代執行をした場合、一切法律上の責任がないのか、土地所有者には請求

ができないのか。説明は、略式代執行をするという予算でありましたので、土地所有者に対して請求はできないという形で、県・国の補助を受けてやるという形に説明を受けておりますが、一切法律上はないのか。

議会として、そこら辺の責任問題の請求ができないということが、どうしてもやっぱり皆さん理解できないということなので、質問、その2点をいたします。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、所有者の関係ですが、建物につきましては、全てお一人の方が所有されておみえです。登記もされております。底地、土地のほうですが、土地につきましては、お二人の方の土地に建物が建っておるといような状況でございます。

それから、2点目の御質問ですが、これは高山議員、御承知のことと思いますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法ですね。いわゆる空家法につきまして、第2条において、空き家等とは、建築物またはこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうと定義されております。

したがいまして、建物の敷地、土地の所有者、または土地の管理者もこの空家法の適用を受けることとなりますので、建物と土地の所有者が違った場合においても、町から土地の所有者に対して、除却であるとか、保全のための修繕、もしくは立竹木の伐採について助言とか指導はできます。

また、助言とか指導に従わなかった場合は、法律に基づきまして勧告をすることもできます。この勧告がなされると、御承知のとおり、この土地につきましては、住宅用地の特例対象から外れますので、更地と同等に固定資産税が上がるというペナルティーがございます。

ただし、特定空き家、建物そのものにつきましては、土地所有者には、民法上ではあくまでも他人の所有する空き家、建物ということになりますので、他人のものを解体したり修繕など変更を加える権原ですね、こちらのほうは原則有しておりませんので、仮に除却や修繕をするよう土地の所有者に町が勧告をしても、法的に手をつけることはできないということになります。

したがいまして、特定空き家が建つ土地の所有者に対しては、空家法第14条第3項に基づく命令・勧告に基づいて措置をなささいという命令をすることができないとされておりますので、土地所有者に法的な責任を求めることはできないという解釈でございます。当然、解体費を土地所有者に請求したり、土地を差し押さえて公売により換価したりすることはできないと

いうことになりますので、御理解をよろしく申し上げます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございます。

その点は請求できないということですので、納得はしましたけど。

あと1点、再質問ですが、土地所有者には建物の変更とかはできないということですが、例えば今、その土地から木が生えて、西側の家にといが詰まったり、あれは松の木でしたかね、木が詰まったり実際していますよね。そのことについては、今まで土地所有者に対して何か勧告等をしたのでしょうか。それは是正できることやとは思いますが、今まで何か町のほうとして動きがありましたでしょうか。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

今、御質問の土地に付随する立竹木について、土地の所有者の方に指導とか助言、そういったことをした記録はないという認識でございます。

今後、この代執行をするに当たっても、土地の所有者さんには当然話をしていきますので、その中でそういった話もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今、課長のほうから、いわゆる空家法第2条ということで、これは建物の所有、土地の所有両方に対して空家法というのは基本的には適用されますよと、こういう回答でしたね。

その中で、土地所有者については、いわゆる管理責任というものがあると。家屋の所有者が不明な場合に、今回のケースですけれども、代執行という形で、これは略式代執行というような形でとられると思うんですが、その場合に、所有者に対しては、いわゆる管理者としての管理責任を追及するということになると思いますけれども、ただ、その代執行の非を云々ということじゃなくて、もちろん代執行によって土地所有者はそこでいわゆる利得を得るわけですね。これに対して、例えば民法上は不当利得等の問題が発生する可能性があります。したがって、

この管理責任に対する求償関係ですね、これはもう少し法的に子細に検討をして、ただ空家法だけの取り扱いだけで、これ求償の問題は発生しません、所有者に対して請求できませんというようなことでは、ちょっとこれ、例えば住民がこの取り扱いを聞いた場合に、極めて住民同意が得られないようなケースの一つになると思いますので、その辺のところをもう一度よく検証していただきたいと思いますが、総務部長どうですか。総務課長でいいです。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

今、谷口議員のほうから土地所有者の管理責任という御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたように、当然土地所有者につきましては、貸し付け相手に対して善良な管理を求めるといったような責任はあろうかと思いますが、法的には、今先ほど申し上げましたように、なかなかそういった所有者に非を、責任を負わせるというようなところまではできないという解釈でございます。

あと、また不当利得ということも申し上げましたが、今回解体費を予算計上させていただいておりますが、協議会でも申し上げましたが、まだ幾つかハードルがございます。今後、先ほど申しましたように、土地の所有者の方との話し合いも当然していくつもりでございますので、その辺も含めて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算書の7ページ、まちづくり推進費のふるさと創生事業補助金286万3,000円ですけれども、この件につきましては、地域づくりの助成金で当初予算を上回るもので、その差額ということで今回この金額が上がっているわけですが、この地域づくり助成事業というのは、みずから活動を企画し自主的に取り組む団体が応募の対象となっております。

公開審査で事業内容をプレゼンテーションをしなければならないわけですが、観光協会が看板をつくるということでこれに応募したというように聞いておりますけれども、このプレゼンテーションはどなたがされたのか、お伺いをいたします。

議長（山田儀雄君）

まちづくり課長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

岡本議員の御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、まちづくり課に観光協会事務局がございますので、まちづくり課の職員が観光協会として別に出席しております。観光協会の代理で説明したというものではございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

まちづくり課が観光協会の事務局をやっているということなんですけれども、なので、代理でということではなく事務局として出席をしたということですね。

そうは言われますけれども、この公開審査というのは、その団体の代表もしくは責任者が出席をしなければ交付金を受け取れないこともあるということが最初の応募用紙の中に書いてあるわけなんですけれども、この間、伊左次総務部長の答弁の中でも、公平・公正かつ厳正に審査をするというふうにおっしゃって見えますけれども、幾ら事務局がまちづくり課にあるからといって役場の職員がそこで説明を行うということは、本当に公平・公正なかつ厳正な審査が行えるのかという点が1点、疑問が湧いてきます。

それからもう一点は、これは昨年、私が6月に一般質問で観光協会の今後のあり方ということについて質問をしたときに、総務部長が今後どのような観光協会を目指していくのかということに対して、現在の観光協会が形を変えつつ自立し、そして若手の参入による組織内の活性化を図っていくというふうにお答えされていますし、それから役場としてどのようにサポートしていくのかということについては、現在のような町からの助成金などによるサポートの継続だけではなく、本町の事業の民間団体としての受け皿としてお願いできる十分な組織力を身につけていただかなければならないと思っておりますというふうにご答弁されていますが、幾ら事務局をまちづくり課が担っていたとしても、やっぱりそうやって自立を促す、より組織力を身につけていくということでサポートしていくということをおっしゃっているのであれば、当然そういうことを観光協会の方々に指導といいますか助言をされて、自分たちでプレゼンテーションに出てくるようなふうをサポートしていくのが事務局のあり方ではないかと思うんですが、そのあたりの見解をお伺いいたします。

議長（山田儀雄君）

まちづくり課長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

岡本議員の御質問にお答えいたします。

まずもって観光協会内のことではございますけれども、観光協会事業につきましては、全て役員会等に諮りまして役員の同意のもと進めております。

また、まちづくり課としましては、審査委員会の出席につきましては、役職で指定しておりません。団体を代表して、しっかりと説明できる方に御出席いただければと考えております。

ですから、先ほど役場職員がプレゼンするのはフェアじゃないということですが、役場職員という意味じゃなくて、あくまでも先ほど申しましたとおり、観光協会事務局として観光協会の説明をしているということでございます。

また、自立に向けては、常々考えておまして、まず一步としまして、今回は理事に、役員のほうに若い世代と各地区から増員しまして、新たな活性化を図ったところでございます。自立というのは常に考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上であります。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 26 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 27 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 28 号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 29 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 29 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行

います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 31 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

今回、町独自の資格要件についての改正がございましたけれども、4月の時点での募集に対する募集状況、そしてたしか3件と聞いているんですけれども、状況はどのような応募と、その結果どのような形でしたか、教えていただきましたと思います。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

4月に募集させていただきましたが、入居はなかったという記憶でございます。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

入居がなかったというのは、募集に対して応募がなかったということなのでしょうか。何か原因が思い当たる点、ございますでしょうか。

議長（山田儀雄君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

大変申しわけございません。

子細につきまして確認をさせていただきますので、少しお時間をいただきたいと思います。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

貴重なお時間をいただきまして、済みませんでした。

先ほどの大沢議員の御質問ですが、3件の公募に対しまして1件応募がございましたが、申請書類の中でちょっと不備がございましたので、その補正をお願いしておるという状況で、今それが済めば入居ができるという状況でございます。まだ正式な書類として整っていないというところでございますので、よろしくお願ひします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第32号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 32 号 工事請負契約の一部変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 33 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 34 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（山田儀雄君）

日程第 3、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

民生文教常任委員会委員長から所管事務のうち、議会規則第 75 条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。民生文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、民生文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員派遣の件

議長（山田儀雄君）

日程第 4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり地方自治法第 100 条第 13 項及び御嵩町議会会議規則第 127 条の規定により、平成 30 年 7 月 9 日から 2 日間、東京で開催される議会広報紙編集の基本と「読まれる」紙面のつくり方セミナーに議会報編集委員会委員 3 名を派遣します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第 5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、今定例会に上程させていただきました議案について全て議了していただきました。本当にありがとうございます。これで6月からのスタートは、また新たなものが切っていけるというふうに思っております。

6月22日がやってきます。御嵩町の大変大きなイベントといたしますか、変革の瞬間でありました、21年前の住民投票が6月22日に行われました。このときは、御嵩町中の田植えの予定まで全て調べて、一番投票率が高くなるであろうという期待できる日を定めたのが6月22日であります。直接請求があってから半年、タイムリミットということでもありましたけれども、大変高い投票率で民意を示すことができたと思います。

ただ、御承知のように、地方自治体にしても国にしても、議会制民主主義、間接民主主義をとっております。住民投票は直接民主制であります。首長にとってみれば、直接民主制で多数決で決めていくというのは、余り抵抗がなかったようであります。柳川前町長はそういう意味では、住民投票で決めればいいということをおっしゃっていましたが、当時18人いた議員は、間接民主制でこそ自分たちの存在意義があるということで大変悩みました。当時は18人の議員がおりましたが、12人が選挙で新人ということで当選をいたしました。そのうちの11人でグループを組んで議論に議論を重ねておりました。

そんな中で、やはり直接請求がなされる前に御嵩町議会としての判断をすべきではないかということで、平成8年12月定例会に、あの段階での御嵩町としての町議会は、産業廃棄物処分場建設に関しては反対であると意思表示をしてから、いわゆる直接請求に対する審議を始めました。

どうしても派手なことが取り扱われる時期でありましたので、こうした議会の努力は評価はされませんでした。新聞紙上でたった一人、立教大学の先生が、御嵩町の住民投票は確認型の住民投票であると、間接民主制を大切にした上での直接民主制に訴えていると分析をしていただきました。これが、正確な御嵩町の住民投票の姿であります。その中で、黒子に徹した方々が多くあります。御嵩町議会でも、ほとんどそういう意味では目立たなかったというのが事実

であります。

先日、その反対決議の提案者でありました小栗均元議員がお亡くなりになりました。

議論の末、当時私は民生文教常任委員長をやっておりましたので、常任委員長がそういうことをしているのかなということにも議論の中で出ました。手を挙げていただいて、小栗均さんがじゃあ俺がやると、何を言えばいいのか原稿をつくってくれということで、なおさらしてこの場で反対決議の内容を発表されました。そういう方が、ほとんど注目されずに結果的には1期でこの御嵩町議会から去られました。

体調がすぐれないということで、10年以上、車椅子のような生活をしておみえになりましたが、御嵩町議会としても、議会のいわゆる間接民主制の本来の姿を守ったということは、大変感謝しなければいけないと。そして、今日、こうして議会が町民の代表として物事を決めていくというスタイルを堅持しているということにも、私は感謝の念を持っております。

また、私自身も、その仲間の中にいたという自負心を持って、行政の、今は長でありますけれど、議会に対してもある種厳しく、ある種近い関係で物事を進めていきたいと考えております。

今、御嵩町は、大変大きなプロジェクトを抱えております。ぜひ皆さんと一緒に、今後協議を重ね、いいもの、町民に喜んでいただける、誇りの持てるような町を形成していけるよう、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと、このように思っております。

この1年間、とにかく目には見えないかもしれませんが、激しく動く年と位置づけておりますので、ぜひ御理解をいただきまして、皆さんにはいろんなアドバイスをいただけるようお願いいたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これをもちまして平成30年御嵩町議会第2回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前9時46分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 谷 口 鈴 男